

昭和二十三年法律第三百三十八号

旅館業法

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くもの）とし、次項において「第一号学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前

項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一号学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この項において「中核市」という。））において、当該指定都市又は中核市の（長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持に必要な条件を附することができる。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替へるものとする。

第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の當んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第三条の四 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかつていると明らかに認められるとき。

2 前項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

2 前項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

2 前項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事から求めたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三條第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に對し、その期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に對し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に對し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分違反したとき、又は第三條第二項各号（第四号を除く。）に該當するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に關し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四條、第七十五條又は第八十二條の罪

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律百一十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同法第十一項の特定遊興飲食店営業に關するものに限る。）

三 売春防止法（昭和三十一年法律百十八号）第二章に規定する罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪

第八条の二 国立大学の学長その他第三條第四項に規定する者は、同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内にある旅館業の施設の構造設備が同条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内において第四條第三項の規定に違反した場合において、当該施設の清純な施設環境が著しく害されていると認めるときは、第七條の二（第三項を除く。）又は前条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。

第九条 第八条の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

2 第八條の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第九条の二 国及び地方公共団体は、営業者に對し、旅館業の健全な発達を図り、並びに旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に對したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十条 次の各号のいずれかに該當する者は、これを六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一条 次の各号のいずれかに該當する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員を検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第七條の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第十條又は第十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則 第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六条 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を営み、この法律

記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

2 第八條の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第九条の二 国及び地方公共団体は、営業者に對し、旅館業の健全な発達を図り、並びに旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に對したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十条 次の各号のいずれかに該當する者は、これを六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一条 次の各号のいずれかに該當する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員を検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第七條の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第十條又は第十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則 第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六条 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を営み、この法律

律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該當する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

附則（昭和二十五年三月二八日法律第二六号） この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二二日法律第一四八号）抄 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十三年六月一五日法律第一七六号）抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に従前の第三條第一項の規定による許可を受けて旅館業を経営している者は、それぞれその業態に応じこの法律による改正後の第三條第一項の規定によりホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の許可を受けたものとみなす。

附則（昭和三十三年三月三一日法律第二五号）抄 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則（昭和三十四年二月一〇日法律第二一号）抄 この法律は、昭和三十四年三月一日から施行する。

附則（昭和三十四年二月一〇日法律第二一号）抄 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十六年六月一七日法律第一四五号）抄 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行つてゐる許可の申請その他の行為で、これらの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

3 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

10 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

11 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

12 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

13 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

14 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

15 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

16 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

17 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

18 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

19 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

20 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

21 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

22 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

23 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

24 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百九十九条から第五十一条まで、第五百七十七條、第五百七十八條、第六百六十五條、第六百六十八條、第六百七十條、第六百七十二條、第六百七十三條、第六百七十五條、第六百七十六條、第六百八十三條、第六百八十八條、第六百九十五條、第二百一一条、第二百八十八條、第二百九十四條、第二百九十九條から第二百一一条まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をされた行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加へ、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二二年五月三十一日法律第九号）抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八條第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二條、第三十四條、第三十五条、第三十六條第四項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十八條から第四十條まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四條、第四十五条、第四十六條第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指

定障害者支援施設等の設置者及び指

定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号、第九十五条第三号に係る部分に限る。)、及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)、及び第二項第二号、第九十六条、第九十条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第九十一条及び第九十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)、並びに第九十四条並びに第九十五条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十五条、第一百八十条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十三条及び第一百五十五条の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三三号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五五号)の公布の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第九十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第七十七条から第九十条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条

の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七條、第四十八条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五條、第一百六条、第一百七條、第一百八条、第一百九条、第一百十條、第一百十一條、第一百十二條、第一百十三條、第一百十四條、第一百十五條、第一百十六條、第一百十七條の改正規定に限る。)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十条の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第一百三十九條の三、第一百四十一條の二及び第一百四十二條の改正規定に限る。)、第二百一十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。)、第三百一十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別

措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第四百條及び第四百九條の二の改正規定に限る。)、第四百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第四百四十五條、第四百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第四百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第五百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第五百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。)、第五百五十七條、第五百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)、並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第六十九條、第七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。)、第七十四條、第七十八條、第八十二條(環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。)、及び第八十七條(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九條第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。)、の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百一十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした

条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九項まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二條、第一百五條から第一百七七條まで、第一百八二條、第一百八七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四條第八項の改正規定に限る。）、第一百九九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

第十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法（以下この条において「新旅館業法」という。）第三條第三項第三号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五條第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区に属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

第二十条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四條第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区に属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

第二十一条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五條第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区に属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める事由は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める事由とみなす。

第八十一条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二十四日法律第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附則（平成二十四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五條及び第七十三條の規定 公布の日

附則（平成二六年六月二五日法律第七九号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二七年六月二四日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一五日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、附則第五條、第九條及び第十一條の規定は、公布の日から施行する。

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅館業法（以下「旧旅館業法」という。）第三條第一項の許可を受けて旧旅館業法第二條第二項に規定するホテル営業又は同條第三項に規定する旅館営業を営んでいる者は、この法律による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者とみなす。

第四条 新旅館業法第八條（旅館業法第三條の二第一項に規定する営業者が新旅館業法第三條第三項各号（第四号を除く。）に該当するに至ったときに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新旅館業法第三條第二項第一号、第二号、第三号（旅館業法又は同法に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。）、第六号（営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が新旅館業法第三條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するもの）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第七号（法人であつて、その業務を行う役員のうち新旅館業法第三條第二項第一号、第二号又は第三号（旅館業法又は同法に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当する者があるもの）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）のいずれかに該当している旧旅館業法第三條第一項の許可を受けて旧旅館業法第二條第一項に規定する旅館業を経営している者が、引き続き新旅館業法第三條第二項第一号、第二号、第三号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に關する経過措置）
第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十三條、第九十九條、第一百五十二條、第一百五十四條（不動産の鑑定評価に關する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第九十八條並びに次條並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に關する経過措置）
第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十三條、第九十九條、第一百五十二條、第一百五十四條（不動産の鑑定評価に關する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第九十八條並びに次條並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に關する経過措置）
第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十三條、第九十九條、第一百五十二條、第一百五十四條（不動産の鑑定評価に關する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第九十八條並びに次條並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に關する経過措置）
第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十三條、第九十九條、第一百五十二條、第一百五十四條（不動産の鑑定評価に關する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第九十八條並びに次條並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に關する経過措置）
第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十三條、第九十九條、第一百五十二條、第一百五十四條（不動産の鑑定評価に關する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第九十八條並びに次條並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に關する経過措置）
第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十三條、第九十九條、第一百五十二條、第一百五十四條（不動産の鑑定評価に關する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第九十八條並びに次條並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

この法律の施行の日（次條及び附則第十條において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

